



福島医発第558号(地)
平成23年 5月30日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

新型インフルエンザ(A/H1N1)に係る季節性インフルエンザへの
移行に伴う省令等の改正について

新型インフルエンザ(A/H1N1)が、平成23年3月31日をもって感染症法における新型インフルエンザ等感染症から、季節性インフルエンザへ移行されたことに伴い、「感染症法施行規則の一部を改正する省令」及び「厚生労働大臣が定める三種病原体等及び四種病原体等の一部を改正する件」が5月19日付けで公布され、同日施行された旨、日本医師会より別添のとおり通知がありましたのでご連絡いたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本件の主な概要は下記のとおりです。

記

【改正の概要】

1. 感染症法施行規則の一部を改正する省令について

(1) 医師が新型インフルエンザ(A/H1N1)の患者(疑似症患者を含む。)又は無症状病原体保有者を診断した場合について、感染症法第12条第1項の規定に基づく届出を当分の間不要としている規定を削除した。

(2) 医師が新型インフルエンザ(A/H1N1)により死亡した者(当該感染症により死亡したと疑われる者を含む。)の死体を検案した場合について、感染症法第12条第6項において準用する同条第1項の規定に基づく届出を当分の間不要としている規定を削除した。

2. 厚生労働大臣が定める三種病原体等及び四種病原体等の一部を改正する件について

四種病原体等取扱施設の基準等の一部が適用除外される病原体等から、インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであって、その血清亜型がH1N1であるものを削除した。

平成23年5月20日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
保 坂 シゲリ

新型インフルエンザ（A／H1N1）に係る
季節性インフルエンザへの移行に伴う省令等の改正について

新型インフルエンザ（A／H1N1）については、平成23年3月31日をもって感染症法における新型インフルエンザ等感染症と認められなくなったことに伴い、今般、感染症法施行規則の一部を改正する省令及び厚生労働大臣が定める三種病原体等及び四種病原体等の一部を改正する件が別添のとおり公布、施行されました。

つきましては、本件についてご了知のうえ、郡市区医師会、関係医療機関に対する周知方につきまして、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

記

改正の概要

1. 感染症法施行規則の一部を改正する省令について
 - (1) 医師が新型インフルエンザ（A／H1N1）の患者（疑似症患者を含む。）又は無症状病原体保有者を診断した場合について、感染症法第12条第1項の規定に基づく届出を当分の間不要としている規定を削除した。
 - (2) 医師が新型インフルエンザ（A／H1N1）により死亡した者（当該感染症により死亡したと疑われる者を含む。）の死体を検案した場合について、感染症法第12条第6項において準用する同条第1項の規定に基づく届出を当分の間不要としている規定を削除した。
2. 厚生労働大臣が定める三種病原体等及び四種病原体等の一部を改正する件について
四種病原体等取扱施設の基準等の一部が適用除外される病原体等から、インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであって、その血清型がH1N1であるものを削除した。

健感発 0519 第 4 号
平成 23 年 5 月 19 日

各

都 道 府 県 保健所設置市 特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省結核感染症課長

新型インフルエンザ（A／H1N1）に係る
季節性インフルエンザへの移行に伴う省令等の改正について

新型インフルエンザ（A／H1N1）については、平成 23 年 3 月 31 日に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 7 項に規定する「新型インフルエンザ等感染症」と認められなくなった旨の公表を行ったところである。

これに伴い、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 23 年厚生労働省令第 61 号）及び厚生労働大臣が定める三種病原体等及び四種病原体等の一部を改正する件（平成 23 年厚生労働省告示第 163 号）が、本日、別添のとおり公布され、同日より施行されることとなったところである。

改正の概要は下記のとおりであるので、関係者に対して周知徹底を図り、その実施に遺漏なきを期されたい。

記

第 1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令について

1 改正の概要

- (1) 医師が新型インフルエンザ（A／H1N1）の患者（疑似症患者を含む。）又は無症状病原体保有者を診断した場合について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項の規定に基づく届出を当分の間不要としている規定を削除したこと。

- (2) 医師が新型インフルエンザ（Ａ／Ｈ１Ｎ１）により死亡した者（当該感染症により死亡したと疑われる者を含む。）の死体を検案した場合について、法第 12 条第 6 項において準用する同条第 1 項の規定に基づく届出を当分の間不要としている規定を削除したこと。

2 施行期日

公布の日から施行することとしたこと。

第 2 厚生労働大臣が定める三種病原体等及び四種病原体等の一部を改正する件について

1 改正の概要

四種病原体等取扱施設の基準等の一部が適用除外される病原体等から、インフルエンザウイルスＡ属インフルエンザＡウイルスであって、その血清亜型がＨ１Ｎ１であるものを削除したこと。

2 施行期日

公布の日から施行することとしたこと。

二 船舶間貨物油積替えに関する作業を行う者が、船舶間貨物油積替えに起因する油の排出を防止するために遵守すべき事項の変更（当該船舶間貨物油積替え作業手引書の機能に影響を及ぼすおそれのない軽微な変更を除く。）
第十五条第三項第四号を同項第六号とし、第一号及び第三号を二号ずつ繰り下げ、同項第一号中「油等」を「油濁防止緊急措置手引書、有害液体汚染防止緊急措置手引書及び海洋汚染防止緊急措置手引書にあっては、油等」に改め、「関係する事項」の下に「船舶間貨物油積替え作業手引書にあっては、船舶間貨物油積替えに関する作業を行う者が、船舶間貨物油積替えに起因する油の排出を防止するために遵守すべき事項」を加え、「第三号」を「第五号」に改め、同号を同項第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 第十八条第一号に掲げる区分に係る海洋汚染等防止証書の交付を受けた検査対象船舶の船舶所有者が、当該船舶に検査対象船舶の油積替え作業手引書を新たに備え置き、又は提示しようとするとき。

二 第十八条第四号に掲げる区分に係る海洋汚染等防止証書の交付を受けた検査対象船舶の船舶所有者が、当該船舶に検査対象船舶の油積替え作業手引書を新たに備え置き、又は提示しようとするとき。

第十五条第四項中「前項第四号」を「前項第六号」に改め、同条第五項中「第三項第四号」を「第三項第六号」に改める。

第十二号の四様式中「valid on」を「applicable on」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第十二号の四様式の改正規定は、平成二十四年一月一日から施行する。

〇総務省告示第九十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七條第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十三年五月十九日

政治資金団体

政治団体の名称

政治改革協議会

国民新党友の会

異動事項

豊原 昭二

新

氏名

会計責任者の

鈴木 貴司

氏名

国民新党友の会

異動事項

豊原 昭二

新

氏名

会計責任者の

鈴木 貴司

氏名

国民新党友の会

異動事項

豊原 昭二

新

氏名

会計責任者の

鈴木 貴司

氏名

国民新党友の会

異動事項

豊原 昭二

新

氏名

会計責任者の

鈴木 貴司

氏名

国民新党友の会

異動事項

豊原 昭二

新

氏名

会計責任者の

鈴木 貴司

氏名

国民新党友の会

異動事項

豊原 昭二

新

氏名

会計責任者の

鈴木 貴司

氏名

国民新党友の会

異動事項

豊原 昭二

新

氏名

会計責任者の

鈴木 貴司

氏名

国民新党友の会

異動事項

豊原 昭二

新

氏名

会計責任者の

鈴木 貴司

氏名

国民新党友の会

異動事項

豊原 昭二

新

氏名

会計責任者の

鈴木 貴司

氏名

国民新党友の会

異動事項

豊原 昭二

新

氏名

会計責任者の

鈴木 貴司

氏名

国民新党友の会

異動事項

豊原 昭二

新

氏名

会計責任者の

鈴木 貴司

氏名

国民新党友の会

異動事項

豊原 昭二

新

氏名

会計責任者の

鈴木 貴司

氏名

国民新党友の会

異動事項

豊原 昭二

新

氏名

会計責任者の

鈴木 貴司

氏名

国民新党友の会

異動事項

豊原 昭二

新

氏名

会計責任者の

鈴木 貴司

氏名

国民新党友の会

異動事項

豊原 昭二

新

氏名

会計責任者の

鈴木 貴司

氏名

国民新党友の会

異動事項

豊原 昭二

新

氏名

会計責任者の

鈴木 貴司

氏名

国民新党友の会

異動事項

豊原 昭二

新

氏名

会計責任者の

鈴木 貴司

氏名

国民新党友の会

異動事項

豊原 昭二

新

氏名

会計責任者の

鈴木 貴司

氏名

国民新党友の会

異動事項

豊原 昭二

新

氏名

会計責任者の

鈴木 貴司

氏名

国民新党友の会

異動事項

豊原 昭二

新

氏名

会計責任者の

鈴木 貴司

氏名

国民新党友の会

異動事項

豊原 昭二

新

氏名

会計責任者の

鈴木 貴司

氏名

国民新党友の会

異動事項

豊原 昭二

新

氏名

会計責任者の

鈴木 貴司

氏名

国民新党友の会

異動事項

豊原 昭二

新

氏名

会計責任者の

鈴木 貴司

氏名

国民新党友の会

異動事項

豊原 昭二

新

氏名

会計責任者の

鈴木 貴司

氏名

国民新党友の会

異動事項

豊原 昭二

新

氏名

会計責任者の

鈴木 貴司

氏名

国民新党友の会

異動事項

豊原 昭二

新

氏名

会計責任者の

鈴木 貴司

氏名

国民新党友の会

異動事項

豊原 昭二

新

氏名

会計責任者の

鈴木 貴司

氏名

国民新党友の会

異動事項

豊原 昭二

新

氏名

会計責任者の

鈴木 貴司

氏名

国民新党友の会

異動事項

豊原 昭二

新

氏名

会計責任者の

鈴木 貴司

氏名

国民新党友の会

異動事項

豊原 昭二

新

氏名

会計責任者の

鈴木 貴司

氏名

国民新党友の会

異動事項

豊原 昭二

新

氏名

会計責任者の

鈴木 貴司

氏名

国民新党友の会

異動事項

豊原 昭二

新

氏名

会計責任者の

鈴木 貴司

氏名

国民新党友の会

異動事項

豊原 昭二

新

氏名

会計責任者の

鈴木 貴司

氏名

国民新党友の会

異動事項

豊原 昭二

新

氏名

会計責任者の

鈴木 貴司

氏名

国民新党友の会

異動事項

豊原 昭二

新

氏名

会計責任者の

鈴木 貴司

氏名

国民新党友の会

異動事項

豊原 昭二

新

氏名

会計責任者の

鈴木 貴司

氏名

国民新党友の会

異動事項

豊原 昭二

新

氏名

会計責任者の

鈴木 貴司

氏名

国民新党友の会

異動事項

豊原 昭二

新

氏名

会計責任者の

鈴木 貴司

氏名

国民新党友の会

異動事項

豊原 昭二

新

氏名

会計責任者の

鈴木 貴司